八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル	
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	
一三六・四一四MHz以上一三二〇MHz以下	三〇デシベル	
一三二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	

(7) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。

(9) (8)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。

(10) 第一号の(7)に掲げる条件

(11) 設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。

八　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1) 第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項

(2) 利用周波数の設計値

(3) 高周波出力の設計値

(4) 電源端子における妨害波電圧の設計値

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条及び第十七条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

文部科学大臣　馳　浩

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第３条第１項，第10条第２項並びに第11条第１項及び第２項関係）

平成　年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため，就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，届け出ます。

（上の２つの☐のうち，いずれかの☐にレ印を付けてください。）

（次の２つの事項を必ず確認の上，☐にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は，事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては，別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の生年月日	昭和・平成　年　月　日	
生徒の住所	〒 都道府県　市区町村	
保護者等の連絡先		
生徒が在学する学校の名称		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を在業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし，支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日 （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科